県立境港総合技術高等学校野球場ライト側防球フェンス改修工事

令和８年度

Ａ＆Ｐ建築計画

図面番号	図面名称
Ａ－　1／5	建築改修工事仕様書（1）
Ａ－　2／5	建築改修工事仕様書（2）
Ａ－　3／5	配置図、敷地案内図、改修工事概要
Ａ－　4／5	平面図、展開図
Ａ－　5／5	展開図、断面図

鳥取県
令和８年度
J2600065
西部環境建築局

建築改修工事仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工　事　場　所　　境港市竹内町

２．敷　地　面　積　　61,200.81　㎡

３．地　域　地　区　　都市計画地域（⊙内　・外）　市街化調整区域（・内　⊙外）
　　用途地域（第一種中高層住宅専用地域）　防火地域（指定なし）

４．建　物　概　要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
	防球フェンス	改修	高さ：約15m	―	―	―

Ⅱ．建築改修工事仕様

１．共通仕様

（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

（２）　請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。

（３）　電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

２．特記仕様

（１）　項目は番号に○印のついたものを適用する。

（２）　特記事項は⊙印のついたものを適用する。
　　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　　⊙印と※印のついた場合は共に適用する。

（３）　項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（４）　Ｇ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月２８日変更閣議決定）」（環境省のホームページかダウンロード可能）による。

（５）　関係法令（条例を含む）の改正等にり、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。

（６）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※　建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という） ※　建築改修工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※　工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ⊙　建築物解体工事標準仕様書（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・　建築工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	②	官公庁その他への手続 ［１．１．３］	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査に必要な資機材、労務等を提供する。
	3	電気保安技術者 ［１．３．３］	事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節１．３．２によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、事業用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。（施設契約電力：　　kW）
	4	工事安全計画書 ［１．３．７］	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑤	発生材の処理等 ［１．３．１２］	・　引渡しを要するもの（　　） ・　特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法（　　） ・　現場において再利用を図るもの（　　） ⊙　再生資源化を図るもの 　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　⊙建設発生木材 ・　ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理 　・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　採取箇所　※図示 　採取箇所数　計　　箇所 　・第二次判定 　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。 　分析個数　計　　箇所 　・除去処理工事　除去範囲　※図示 ・　せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章による 　・ひ素・カドミニウム含有せっこうボード 　・製造業者に回収委託 　・埋立処分（管理型最終処分場） 　処分施設の名称・所在地（　　） ・　石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） 　処分施設の名称・所在地（　　）
	6	環境への配慮 ［１．４．１］	化学物質を放散させる建築材料等 １）本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②　接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④　①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 　また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ２）ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ①　建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ３）ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ①　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する
	⑦	材料の品質等 ［１．４．２］	材料・機材等の品質及び性能 １）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。 ２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 ３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ①　品質及び性能に関する試験データが整備されている。 ②　生産施設及び品質の管理が適切に行われている。 ③　安定的な供給が可能である。 ④　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。 ⑤　製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。 ⑥　販売、保守等の営業体制が整えられている。 ５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋳鉄製ふた
防水剤	

8	石綿含有建材の調査 ［１．５．１］	調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う 貸与資料（　　） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
9	施工数量調査 ［１．６．２］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）
10	調査のための破壊部分の補修 ［１．６．３］	補修方法　※　図示
11	技能士 ［１．７．２］	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う （技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用する

分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	建具製作	・木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業 ・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 （２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む） ・ボード仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・とび作業
	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶解ペイントマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

《技能士名札参考図》

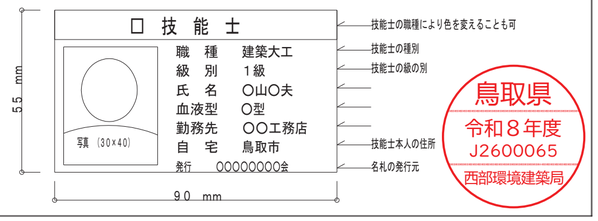

A＆P建築計画	CHECK	DRAW	DATE	工事名称	図面名称	縮尺（A2版）	縮尺（A3版）	図面番号
一級建築士事務所　鳥取県知事登録　第08－1331号 一級建築士　大臣登録　第159159号　足立義彦	y.adachi	足立	R8. 07	県立境港総合技術高等学校 野球場ライト側防球フェンス改修工事	建築改修工事仕様書（1）	―	―	A－1／5

1 一般共通事項

12 化学物質の濃度測定
［1．5．10］
［1．7．10］

1）測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
測定対象室（　　）
2）パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
イ　②の状態のままで測定する。
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

⑬ 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

区　分	分類	撮影箇所	部数	備考
※　工事記録写真	カラー	各工種の工程毎	１部	
※　完成写真	カラー	・　内部　箇所	２部	
		⊙　外部　箇所	２部	
・	カラー	・　内部　箇所	部	
		・　外部　箇所	部	
・　パネル	カラー	・　四ツ切　箇所	２部	
		・　半切　箇所		
		・　全紙　箇所		

電子データ又はネガの提出［工事記録写真］　（　※　要　・　不要）
電子データ又はネガの提出［完成写真］　（　※　要　・　不要）

⑭ 完成時の提出図書
［1．9．1、2］

下記のものを監督職員に提出する
※　原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　１　部
※　ＣＡＤデータ　２　部
※　原図の大型コピー（白焼）の２つ折製本　２　部
※　縮小版２つ折製本（Ａ４版）　２　部
・　複写　縮小版Ａ３バラ焼　　部
完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）
⊙　案内図・配置図　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
⊙　改修概要図　：　改修概要、部位等を表示する
⊙　平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
⊙　立面図　：　外壁仕上、補修範囲等を表示する
⊙　断面図　：　階高、天井高等を表示する
・　仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・　構造図　：　杭、構造躯体等を表示する
・　その他　：（　　）
※　原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

15 設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

設備工事との取り合い		建　築	電　気	機　械
・　コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	開口	・	※	※
・　鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
・　照明器具・幹線等の吊りボルト		・	※	・
・　軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
・　埋込分電盤・端子盤・プルボックスの	仮枠	・	※	・
仮枠及び埋込部分の補強	補強	※	・	・
・　ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
・　埋込型機器取付用の天井	切込	・	※	※
壁の切込加工、下地の補強	補強	※	・	・
・　自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び				
ドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・　電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・　テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
・　天井点検口		※	・	・
・　機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

16 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
ダイヤモンドカッター切り深さ（※30㎜程度　・　　）

1 一般共通事項

17 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
基準風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ
積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）

⑱ 保全に関する資料
［1．9．3］

下記のものをＡ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。
※　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
※　機器性能試験成績書及び取扱説明書
※　保証書
※　官公署届出書類（保守に必要とするもの）
※　建築物の保守に関する説明書、指導案内書
・

⑲ 火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋21日）とする。）

20 環境配慮

鳥取県公共事業環境配慮指針　※　対象工事　・　非対象工事

21 建設リサイクル法

※　対象工事　・　非対象工事

22 鳥取県福祉のまちづくり条例

※　対象工事　・　非対象工事

23 景観形成条例

※　対象工事　・　非対象工事

24 建築物省エネ法

※　対象工事　・　非対象工事

2 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
［2．1．3］

騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※　工事に必要な範囲　・

2 足場その他
［2．2．1］
［表2．2．1］

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１
「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（１）手すり据置き方式又は（２）
手すり先行専用方式により行う。
外部足場　・設置する（範囲　※工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない
防護シート　・設置する（範囲　※工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない
内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　　）　・設置しない
材料、搬去材等の運搬方法　・　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　・　Ｅ種
Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　）
Ｄ種：利用可能な階段（　　）

3 既存部分の養生
［2．3．1］

養生方法等
・既存部分の養生方法　※ビニルシート、合板等による
・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・
・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ビニルシート等（取外し再取付けを行う）　・
保管場所　※構内既存施設内　・
・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示）　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、
受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り
［2．3．2］

仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　※図示　・
仮設間仕切りの種別と材質等
・　Ａ種　※　Ｂ種　・　Ｃ種　・　図示
Ａ、Ｂ種の仕上げ材　※石こうボード（GB-R　厚さ9.5㎜）　・合板（普通合板　厚さ9㎜）
Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
Ａ種のグラスウール等の充填材
※　行う（JIS A 6301グラスウール吸音材２号32K 厚50㎜）
・　行わない
仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・

⑤ 監督職員事務所
［2．4．1］

※　設ける　　㎡程度　⊙　設けない
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。
・　既存建物内の一部を使用する（場所　　）
・　構内に新設する　規模（　　㎡）

⑥ 表示板

※　工事表示板

・　お願い表示板

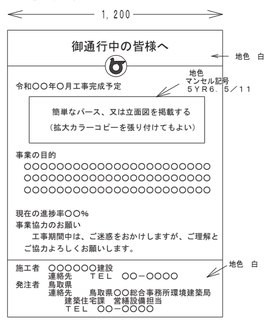

記入要領
1．書体は角ゴシックとする。
2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

2 仮設工事

⑦ 工事用水
構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

⑧ 工事用電力
構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

9 工事用仮設物
構内既存の施設　・　利用できない　・　利用できる

10 工事現場のイメージアップ

20 ユニット及びその他の工事

㉒ フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
・アルミフェンス
⊙図示
高さ　⊙図示　・

鳥取県
令和８年度
J2600065
西部環境建築局

A＆P建築計画	CHECK	DRAW	DATE	工事名称	図面名称	縮尺（A2版）	縮尺（A3版）	図面番号
一級建築士事務所　鳥取県知事登録　第08－1331号 一級建築士　大臣登録　第159159号　足立義彦	y.adachi	足立	R8．07	県立境港総合技術高等学校 野球場ライト側防球フェンス改修工事	建築改修工事仕様書（2）	――	――	A－2／5

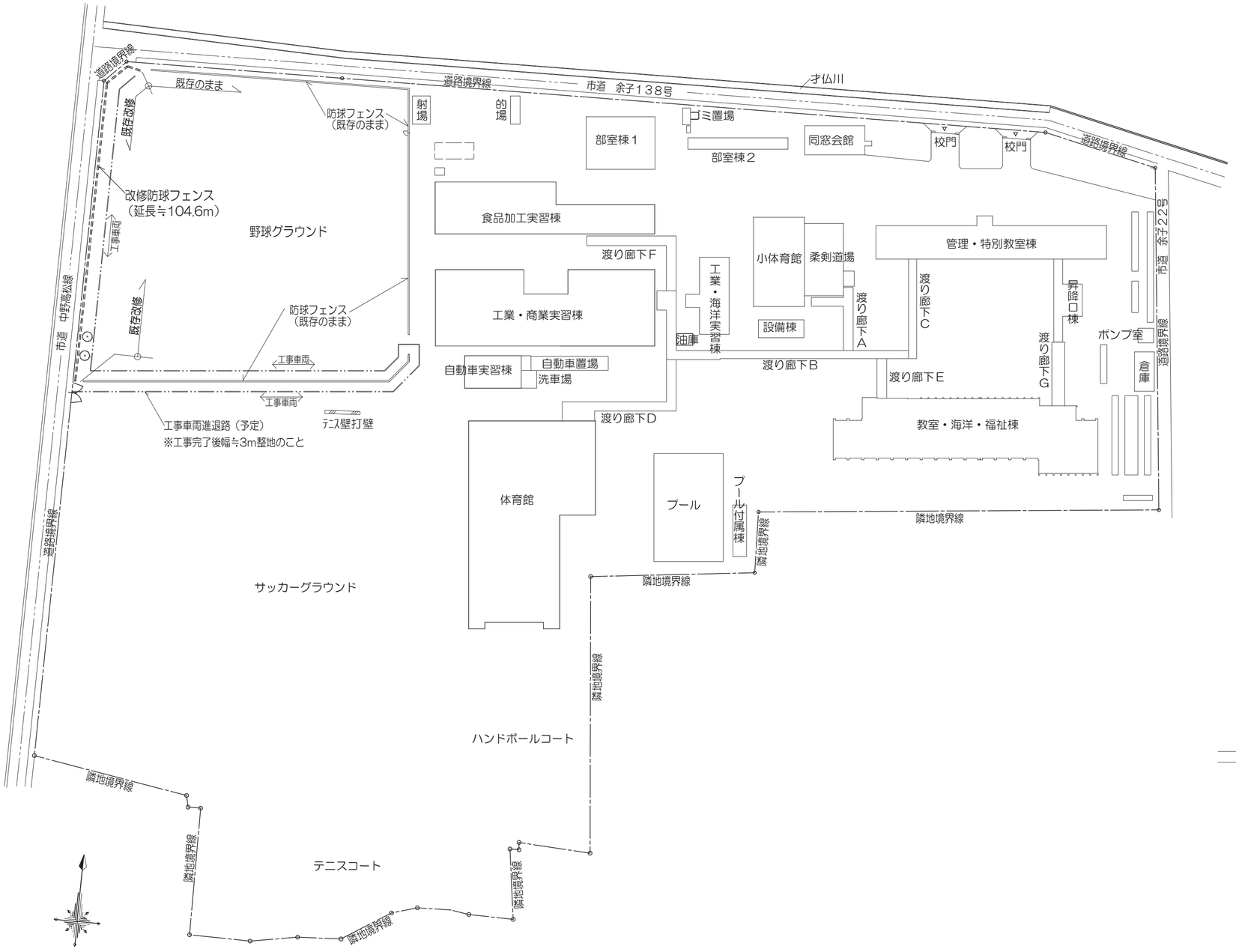

配置図　S=1：1000

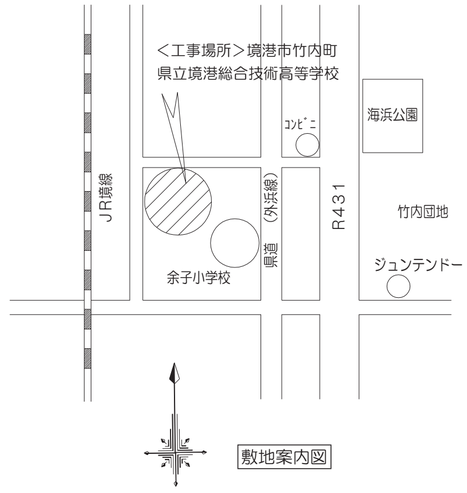

敷地案内図

改修工事概要

- ライト側防球フェンス（高さ約15m）の金網（延長約104m）を撤去の上、エコネット（40ミリ目）に張り替える。
- 構内樹木（メタセコイヤ）の伐採、伐根、処分をおこなう。

鳥取県
令和８年度
J2600065
西部環境建築局

Ａ＆Ｐ建築計画 一級建築士事務所　鳥取県知事登録　第08－1331号 一級建築士　大臣登録　第159159号　足立義彦		CHECK y.adachi	DRAW 足立	DATE R8. 07	工事名称 県立境港総合技術高等学校 野球場ライト側防球フェンス改修工事	図面名称 配置図 敷地案内図、改修工事概要	縮尺（A2版） No Scale --------	縮尺（A3版） 71%	図面番号 A－3／5

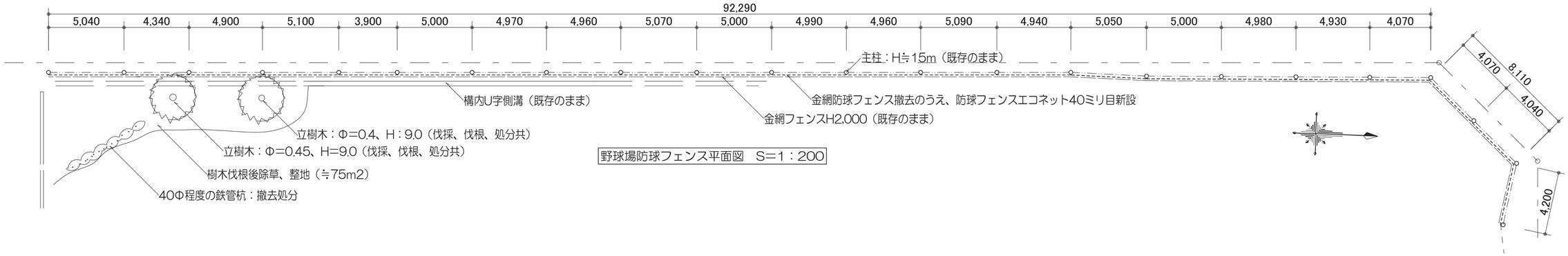

野球場防球フェンス平面図　S=1：200

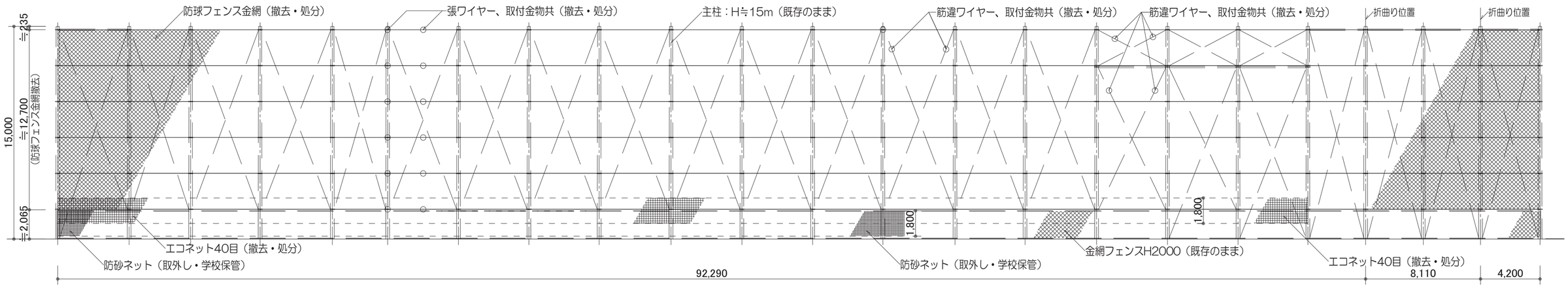

（改修前）野球場防球フェンス展開図　S=1：200

- 防球フェンス金網の撤去・処分をおこなう
- 防球フェンス張用ワイヤー、及び取付金物の撤去・処分をおこなう
- 主柱間筋違ワイヤー及び取付金物の撤去・処分をおこなう。
- エコネット40目（H2,000）の撤去・処分をおこなう
- 防砂ネットの取外し（学校保管）をおこなう

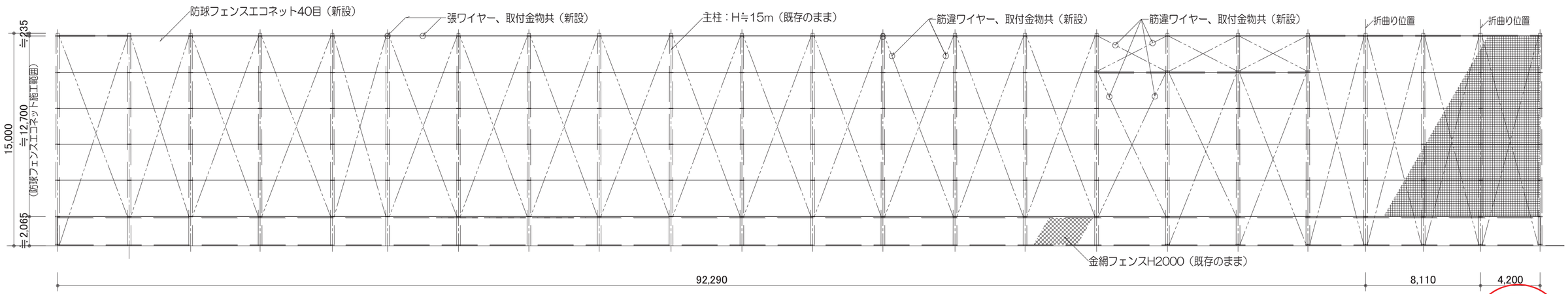

（改修後）野球場防球フェンス展開図　S=1：200

- 主柱間筋違ワイヤー及び取付金物の新設をおこなう
- 防球フェンス張用ワイヤー、及び取付金物の新設をおこなう
- エコネット40目の新設をおこなう

鳥取県
令和８年度
J2600065
西部環境建築局

A＆P建築計画 一級建築士事務所　鳥取県知事登録　第08－1331号 一級建築士　大臣登録　第159159号　足立義彦		CHECK y.adachi	DRAW 足立	DATE R8. 07	工事名称 県立境港総合技術高等学校 野球場ライト側防球フェンス改修工事	図面名称 平面図、展開図	縮尺（A2版） 図示	縮尺（A3版） 71%	図面番号 A－4／5

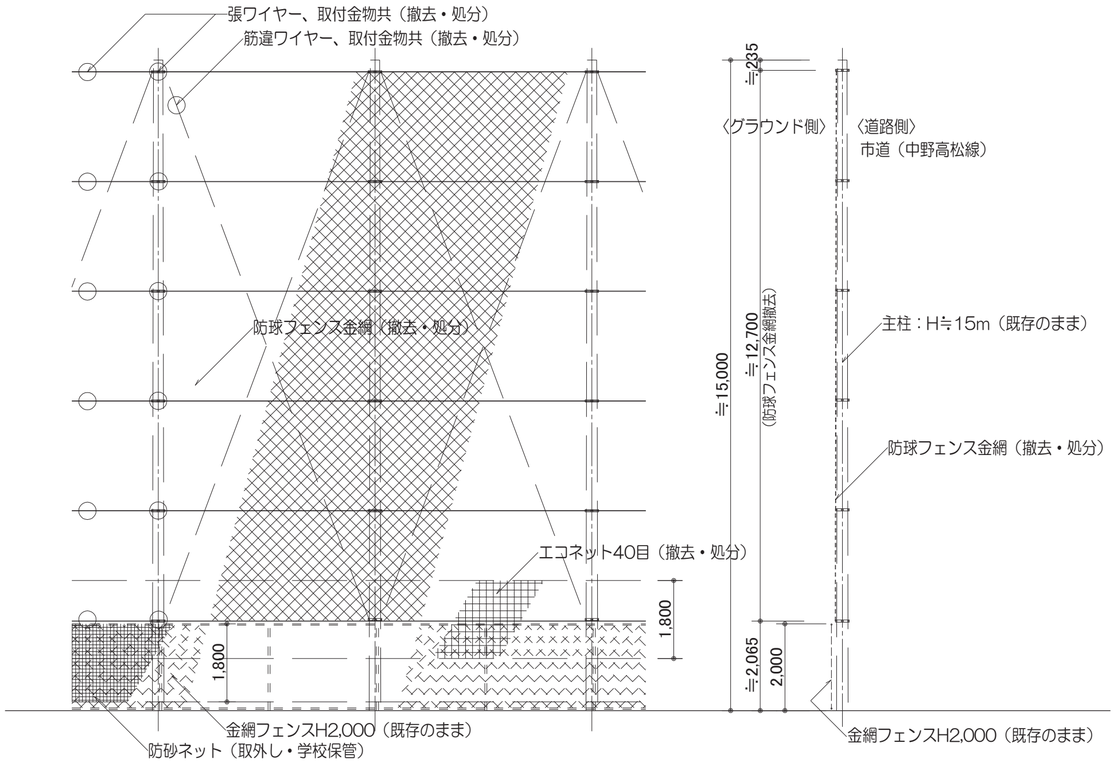

（改修前）野球場防球フェンス展開図、断面図　S=1：100

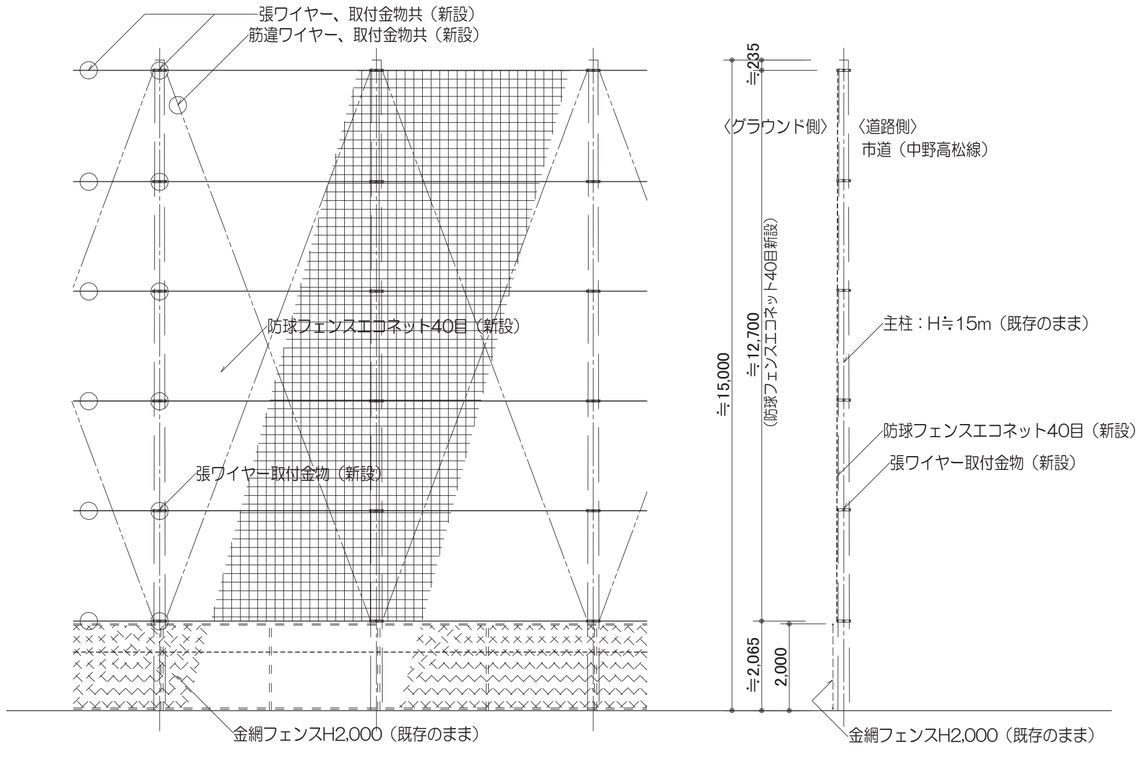

（改修後）野球場防球フェンス展開図、断面図　S=1：100

鳥取県
令和８年度
J2600065
西部環境建築局

Ａ＆Ｐ建築計画 一級建築士事務所　鳥取県知事登録　第08－1331号 一級建築士　大臣登録　第159159号　足立義彦		CHECK y.adachi	DRAW	DATE R8. 07	工事名称 県立境港総合技術高等学校 野球場ライト側防球フェンス改修工事	図面名称 展開図、断面図	縮尺（A2版） 図示	縮尺（A3版） 71%	図面番号 A－5／5

境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事

図面番号	図 面 名 称	縮　尺
A － 00	図面タイトル　図面リスト	—
A － 01	建築改修工事特記仕様書ー（１）	NO-SCALE
A － 02	建築改修工事特記仕様書ー（２）	NO-SCALE
A － 03	建物全体平面図　付近見取図　工事概要	S=1/800
A － 04	平面図　仕上げ表　【改修前】	S=1/400
A － 05	平面図　仕上げ表　【改修後】	S=1/400
A － 06	駐車場区画割番号リストー１　【改修後】	S=1/150
A － 07	駐車場区画割番号リストー２　【改修後】	S=1/150

設計　小林建築設計室

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

建 築 改 修 工 事 仕 様 書

Ⅰ．工 事 概 要

1．工 事 場 所　境港市昭和町
2．敷 地 面 積　6,332.93　㎡
3．地 域 地 区　都市計画地域（・内 ⊙外）　市街化調整区域（・内 ⊙外）
　　　　　　　　用途地域（工業専用地域、準工業地域） 防火地域（指定なし）
4．建 物 概 要

番号	名 称	工事種別	構 造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
1	卸市場	改修	PCaPC造	2	―	8,291

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．共通仕様
（1）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。
（2）　請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。
（3）　電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様
（1）　項目は番号に○印のついたものを適用する。
（2）　特記事項は⊙印のついたものを適用する。
　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙印と⊗印のついた場合は共に適用する。
（3）　項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）　Ⓖ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月２８日変更閣議決定）」（環境省のホームページかダウンロード可能）による。
（5）　関係法令（条例を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。
（6）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項 目	特 記 事 項

① 一般共通事項

① 適用基準等
※　建築工事標準詳細図（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という）
※　建築改修工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
※　工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　建築物解体工事標準仕様書（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　建築工事監理指針（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

② 官公庁その他への手続［1.1.3］
工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査に必要な資機材、労務等を提供する。

3 電気保安技術者［1.3.3］
事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節１．３．２によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、事業用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。（施設契約電力：　kW）

4 工事安全計画書［1.3.7］
建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

5 発生材の処理等［1.3.12］
・　引渡しを要するもの（　　　）
・　特別管理産業廃棄物（　　　）
　　処理方法（　　　）
・　現場において再利用を図るもの（　　　）
・　再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
・　ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所　※図示
　　　採取箇所数　計　箇所
　・第二次判定
　　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
　　　分析個数　計　箇所
　・除去処理工事　除去範囲　※図示
・　せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章による
　・ひ素・カドミニウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）
　　　処分施設の名称・所在地（　　　）
・　石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
　　　処分施設の名称・所在地（　　　）

6 環境への配慮［1.4.1］
化学物質を放散させる建築材料等
1）本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。
2）ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
3）ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
② 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
用途地域（　　）　防火地域（　　）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する

⑦ 材料の品質等［1.4.2］
材料・機材等の品質及び性能
1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。
2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。
3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4）本工事に使用する材料のうち、5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
③ 安定的な供給が可能である。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリーアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切
乾式保護材	移動間仕切
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合目地材
オーバーヘッドドア	鋳鉄製ふた
防水剤	

8 石綿含有建材の調査［1.5.1］
調査
　※石綿含有建材の事前調査
　　工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
　　　貸与資料（　　　）

・分析による石綿含有建材の調査
　分析対象
　　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
　分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

　材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
　サンプル数　1箇所あたり3サンプル
　採取箇所　・ 図示

9 施工数量調査［1.6.2］
調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
　外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
　屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
　また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）

10 調査のための破壊部分の補修［1.6.3］
補修方法　※　図示

⑪ 技能士［1.7.2］
下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う
（技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者）
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		・ ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
	建具製作	・ 木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・ 建築フィルム作業
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
	内装仕上施工	・ 鋼製下地工事作業
		・ プラスチック系床仕上工事作業
		・ カーペット系床仕上作業（２級及びプラスチック系仕上げ工事作業を含む）
		・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
	左官	・ 左官作業
	タイル張り	・ タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	とび	・ とび作業
	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
	型枠施工	・ 型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・ 建築配管作業
	路面表示施工	⊙ 溶解ペイントマーカー工事作業
		・ 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・ 造園工事作業

《技能士名札参考図》

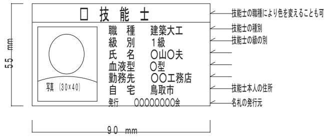

12 化学物質の濃度測定［1.5.10］［1.7.10］
1）測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う
　測定対象室（　　　）
2）パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
③測定
　イ　②の状態のままで測定する。
　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。
　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。
④分析
　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
⑤その他
　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

⑬ 完成写真
下記のものを監督職員に提出する。

区　分	分類	撮影箇所	部数	備考
※ 工事記録写真	カラー	各工種の工程毎	1部	
※ 完成写真	カラー	・ 内部　箇所	2部	
		⊙ 外部　箇所	2部	
・	カラー	・ 内部　箇所	部	
		・ 外部　箇所	部	
・ パネル	カラー	・ 四ツ切　箇所	2部	
		・ 半切　箇所		
		・ 全紙　箇所		

電子データ又はネガの提出［工事記録写真］　（ ※ 要 ・ 不要）
電子データ又はネガの提出［完成写真］　（ ※ 要 ・ 不要）

⑭ 完成時の提出図書［1.9.1、2］
下記のものを監督職員に提出する
※　原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　1 部
※　ＣＡＤデータ　2 部
※　原図の大型コピー（白焼）の２つ折製本　2 部
※　縮小版２つ折製本（Ａ４版）　2 部
・　複写　縮小版Ａ３バラ焼　部
完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）
⊙ 案内図・配置図　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
⊙ 改修概要図　：　改修概要、部位等を表示する
⊙ 平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
⊙ 立面図　：　外壁仕上、補修範囲等を表示する
⊙ 断面図　：　階高、天井高等を表示する
⊙ 仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・ 構造図　：　杭、構造躯体等を表示する
⊙ その他　：（　設計に準ずる　）
※　原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

15 設備工事との取り合い
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

設備工事との取り合い		建 築	電 気	機 械
・ コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※		
	開口		※	※
・ 鉄骨造の開口及び補強		※		
・ 照明器具・幹線等の吊りボルト			※	
・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地			※	
・ 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠		※	
	補強	※		
・ ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※		
・ 埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込		※	※
	補強	※		
・ 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※		
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※		
・ テレビアンテナ	基礎	※		
	アンカーボルト		※	
・ 天井点検口		※		
・ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置		※	※
	屋上設備	※		

16 撤去部分
コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
　ダイヤモンドカッター切り深さ（※30㎜程度　・　）

17 適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
基準風速　Ｖo＝　m／s
地表面粗度区分　・ Ⅰ　・ Ⅱ　・ Ⅲ　・ Ⅳ
積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　）

⑱ 保全に関する資料［1.9.3］
下記のものをＡ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。
※　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
※　機器性能試験成績書及び取扱説明書
※　保証書
※　官公署届出書類（保守に必要とするもの）
※　建築物の保守に関する説明書、指導案内書
・

⑲ 火災保険等
工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋21日）とする。）

⑳ 環境配慮
鳥取県公共事業環境配慮指針　※ 対象工事　・ 非対象工事

21 建設リサイクル法
※ 対象工事　・ 非対象工事

㉒ 鳥取県福祉のまちづくり条例
※ 対象工事　・ 非対象工事

23 景観形成条例
※ 対象工事　・ 非対象工事

24 建築物省エネ法
※ 対象工事　・ 非対象工事

① 騒音・粉じん等の対策［2.1.3］
騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※　工事に必要な範囲　・

2 足場その他［2.2.1］［表2.2.1］
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用方式により行う。
　外部足場　・設置する（範囲　※工事に必要な範囲　・　）　・設置しない
　防護シート　・設置する（範囲　※工事に必要な範囲　・　）　・設置しない
　内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　）　・設置しない
　材料、撤去材等の運搬方法　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種
　　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　）
　　Ｄ種：利用可能な階段（　）

3 既存部分の養生［2.3.1］
養生方法等
・既存部分の養生方法　※ビニルシート、合板等による
・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・
・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ビニルシート等（取外し再取付けを行う）　・
　保管場所　※構内既存施設内　・
・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示）　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り［2.3.2］
仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　※図示　・
仮設間仕切りの種別と材質等
　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示
　Ａ、Ｂ種の仕上げ材　※石こうボード（GB-R　厚さ9.5㎜）　・合板（普通合板　厚さ9㎜）
　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
　Ａ種のグラスウール等の充填材
　　※　行う（JIS A 6301グラスウール吸音材２号32K 厚50㎜）
　　・　行わない
仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・

5 監督職員事務所［2.4.1］
※　設ける　㎡程度　・　設けない
　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。
・　既存建物内の一部を使用する（場所　）
・　構内に新設する　規模（　㎡）

⑥ 表示板
※　工事表示板　・　お願い表示板

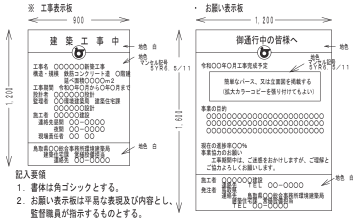

記入要領
1．書体は角ゴシックとする。
2．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

⑦ 工事用水
構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償 ）

⑧ 工事用電力
構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償 ）

⑨ 工事用仮設物
構内既存の施設　⊙ 利用できない　・ 利用できる

10 工事現場のイメージアップ

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT	TITLE	SCALE				
	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	NO-SCALE	小林建築設計室 KOBAYASHI ARCHITECTS 一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生	DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
	DRAWING NAME 建築改修工事特記仕様書ー（1）	DATE 2026年7月	A3 PLATE SIZE 70.7%				A－01

⑦ 塗装改修工事

1 材料 [7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする（・　　）

② 下地調整 素地ごしらえ [7.2.1~7]

塗替え種別がRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す

⑩ その他

・インターロッキングブロック舗装

種類	部位	形状	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm2)	備考
※ 普通ブロック（N） ・ 透水性ブロック（P）	車路	・ 図示 ・	※80 ・	※5.0 ・	色彩、表面加工 ・ 標準品
※ 普通ブロック（N G） ・ 透水性ブロック（P G）	歩行者用通路	・ 図示 ・	※60 ・	※3.0 ・	

歩行者用通路に使用する普通ブロックは G（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。
透水性ブロックは G （透水性コンクリート）とする。

仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内
・

・ 舗石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	基層の厚さ (mm)
※ 小舗石（花こう岩）	・ 図示	・	・ うろこ張り	コンクリート版	※70
				・アスファルト混合物	※50

仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内

37 砂利敷き [22.9.2]

種別
・ A種（施工範囲：・図示 ・通路 ・　　）
・ B種（施工範囲：・図示 ・建物周囲 ・　　）

㊳ 路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	適用部位
※3種1号	溶融	粉体状	・白	・150 ・300 ・400	・1.0	・白線 ・車椅子駐車場ライン ・視覚障害者用表示 ・ハートフル駐車スペース（鳥取県駐車場基準）
・1種 G	常温					
・2種 G	加熱	液状				

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 G

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT	TITLE	SCALE			DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
令和８年４月改定版	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	NO-SCALE		小林建築設計室 KOBAYASHI ARCHITECTS 一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生				A－02
	DRAWING NAME 建築改修工事特記仕様書－（２）	DATE 2026年7月	A3 PLATE SIZE 70.7%					

【建築物概要】

工事場所	境港市昭和町
用途地域	工業専用地域、準工業地域
敷地面積	6,332.93㎡
建物用途	**卸売り市場**
構　造	PCaPC造一部2階建
延べ面積	8,291㎡

【工事概要】

■ 境港水産物地方卸売市場屋上駐車場において、区画線等修繕を行う。

【施工時特記事項】

■ 本工事は、施設使用のまま工事を行うため、監督員、施設関係者と協議の上、安全を諮り施工をおこなうこと。

■ 車両の使用時は、車両附近に交通誘導員を配置し、通行者及び利用者、周辺建築物、周辺工作物等の事故防止に十分注意すること。
■ 本工事に伴い、敷地内通路、周辺建物、周辺工作物等に被害、損傷等を与えた場合は、すみやかに監督員に報告すると共に、請負業者の責任に於いて復旧すること。
■ 本工事に於いて使用する建設機械(車両、発動発電機含む)は、排出ｶﾞｽ対策型建設機械を使用し、かつ、低騒音型、低振動型を使用すること。
■ 本工事に解体撤去作業のホコリ対策についても、頻繁に清掃するなど、塵埃が起きないよう十分配慮すること。
■ 本工事に伴う不燃物、可燃物及び再生可能物等は、別々に分類し、処分とすると共に産業廃棄物処理に関する法律を遵守すること。
■ 本工事で撤去された搬出物が、敷地内、道路内等に落下することのないよう、運搬車両に落下防止措置を行うこと。

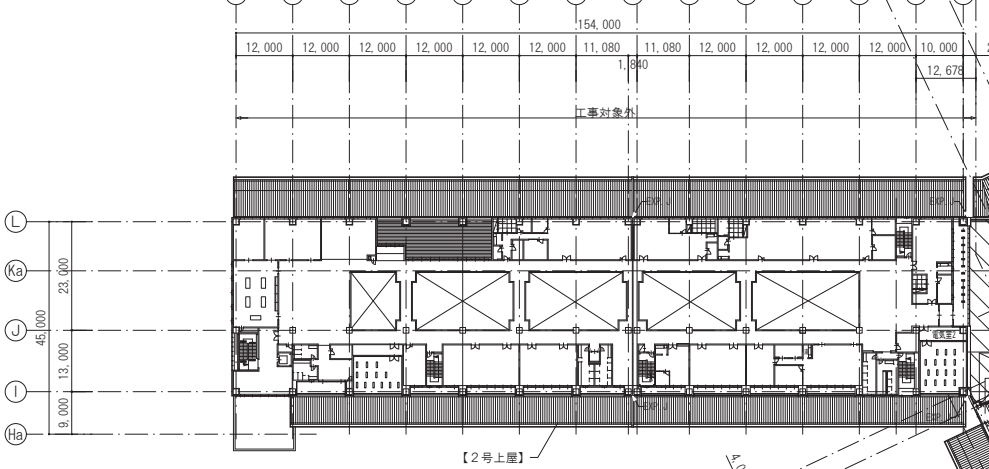

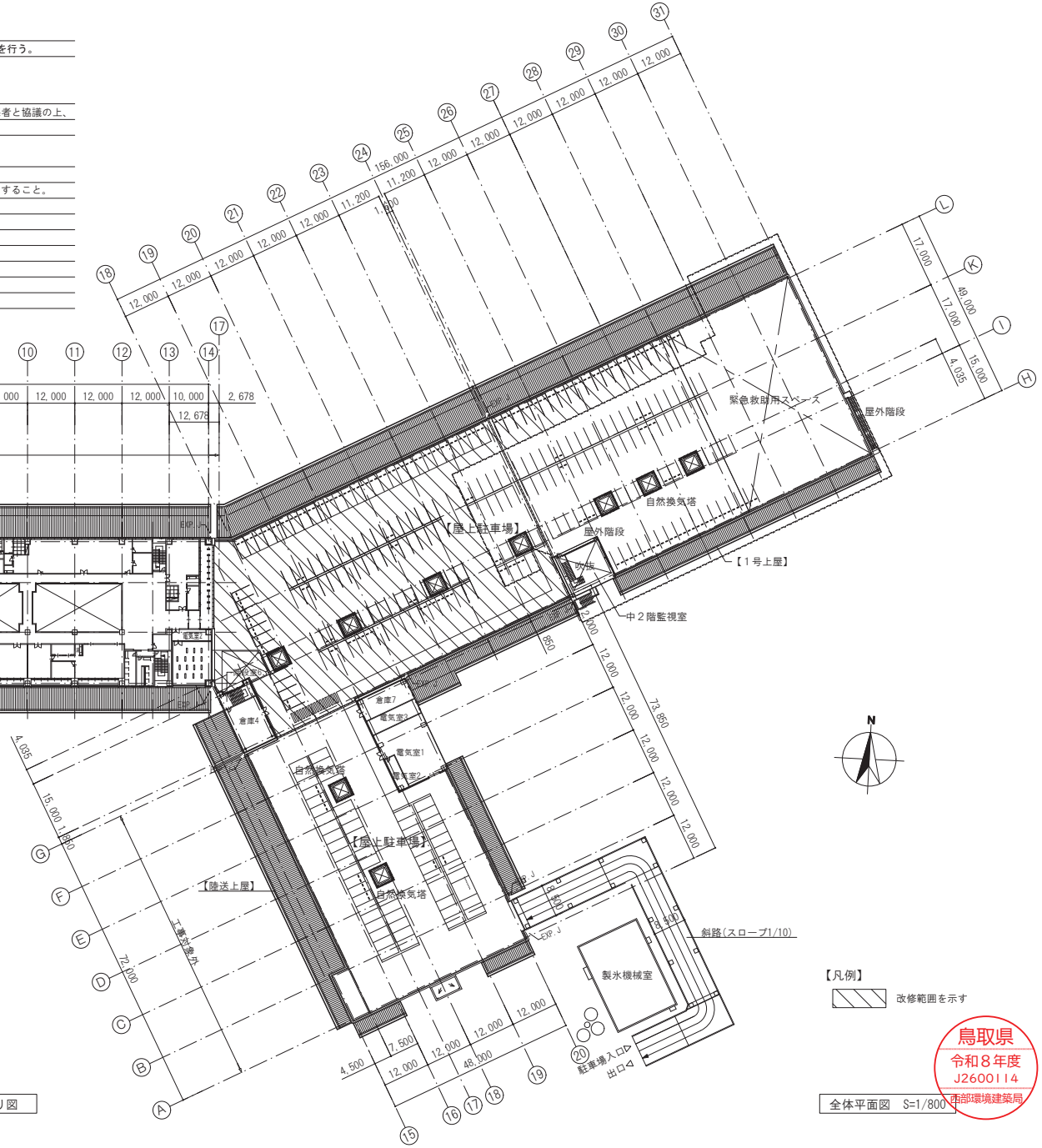

工事場所：境港市昭和町

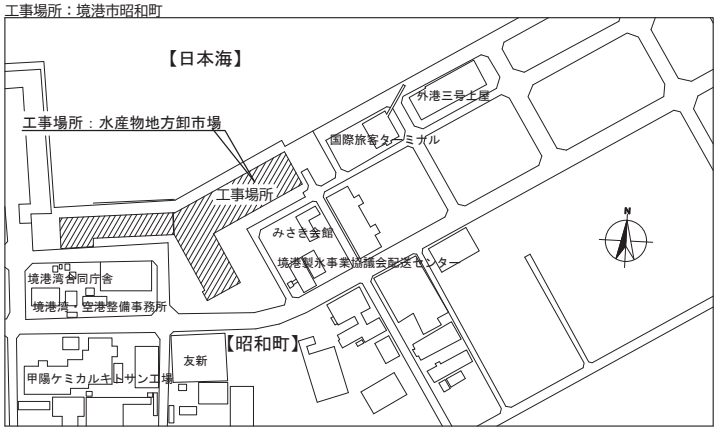

付近見取り図

【凡例】

改修範囲を示す

全体平面図　S=1/800

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT	TITLE	SCALE	小林建築設計室 KOBAYASHI ARCHITECTS	DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
TITLE	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	S=1/800	一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号				A－03
	DRAWING NAME 建物全体平面図　付近見取図　工事概要	DATE 2026年7月　A3 PLATE SIZE 70.7%	一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生				

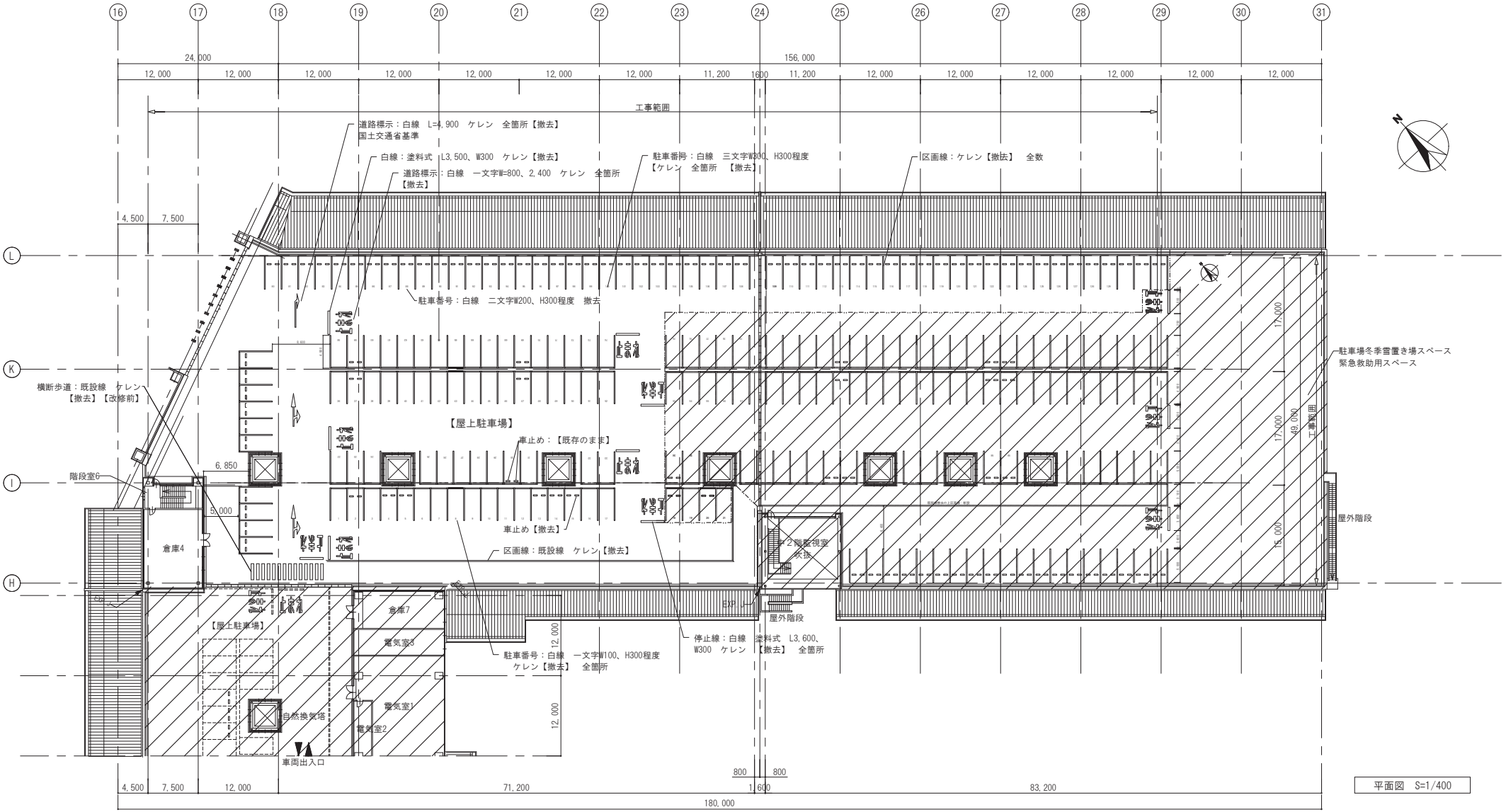

平面図　S=1/400

	撤去・改修前	備考
区画線	溶融式白線：W=150、300、文字撤去の上ケレン 塗料式白・黄色線：W=150等、文字撤去の上ケレン	
道路標示	溶融式・塗料式文字、文字撤去の上ケレン	
車止め	図示部分の車止め1箇所撤去、ケレン 図示部分の車止め跡、１箇所ケレン	

【 凡例 】

【 白線：溶融式 】
- ：既設車線区画線【撤去】
- とまれ・進行標示　：既設道路標示【撤去】
- ：既設車止め【撤去】

【 白・黄色線：塗料式 】
- ：既設車線区画線【撤去】【改修前】

自然換気塔を示す

改修範囲外を示す

破線文字、破線部分は改修対象外

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT	TITLE	SCALE	小林建築設計室	DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	S=1/400	KOBAYASHI ARCHITECTS				A－04
	DRAWING NAME 平面図　仕上げ表【改修前】	DATE 2026年7月　A3 PLATE SIZE 70.7%	一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生				

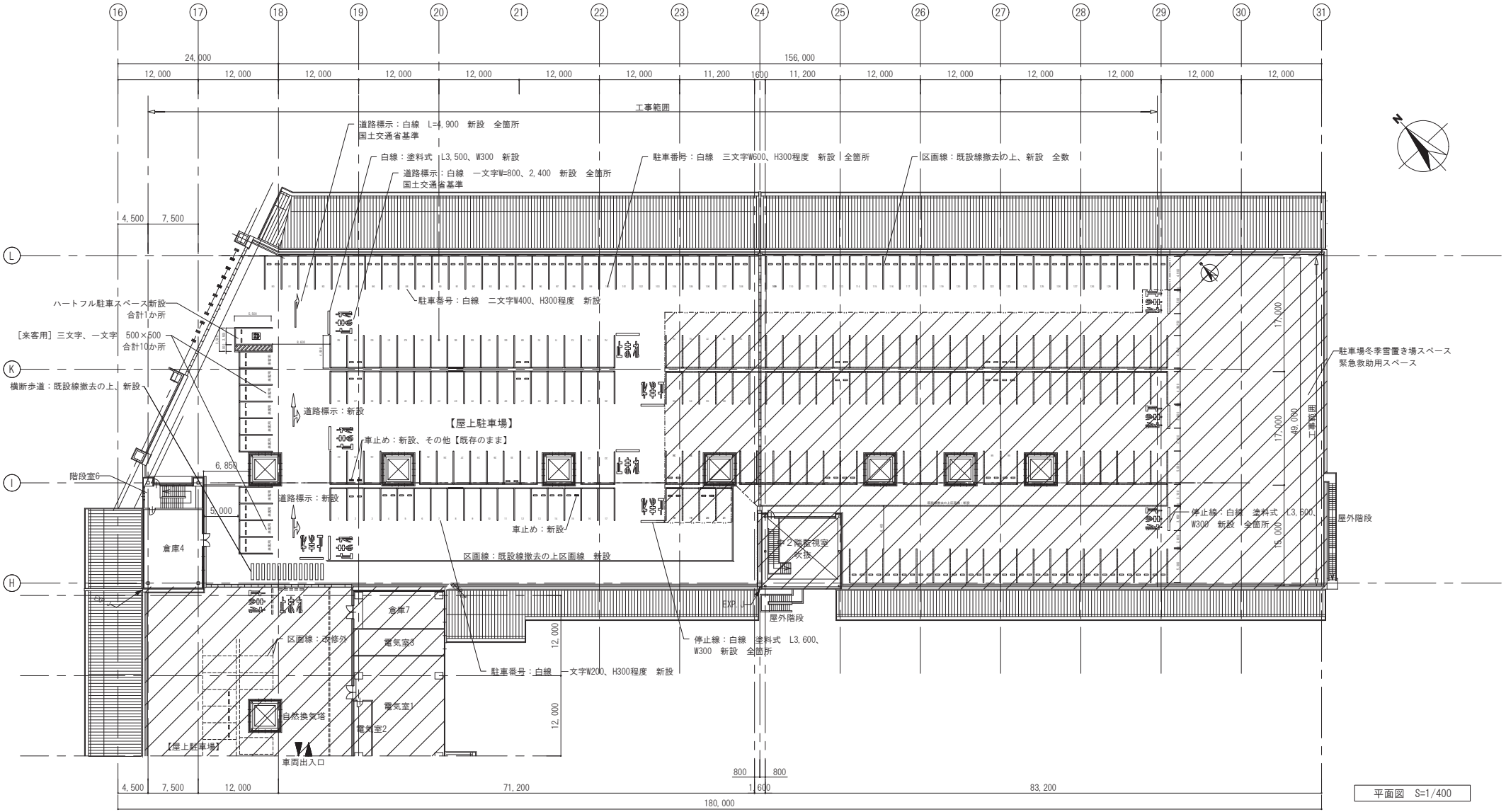

平面図　S=1/400

	改修後	備考
区画線	塗料式白線：W=150	・塗料：樹脂 ・水性/溶剤：強溶剤系 ・1液/2液：1液 ・機能：高対候性 ・規格：JIS K5665路面標示用塗料1種B/K5665路面標示用塗料1種B
道路標示	塗料式白線：W=300 塗料式白線文字：【来客用】 一文字500*500、【止まれ】 一文字800*2,400	
車止め	既成コンクリート製　L600*D160*H100低車高タイプ、既設製品撤去の上ケレン、エポキシ樹脂接着剤 既成コンクリート製　L600*D160*H100低車高タイプ、既設Cスラブケレンの上、エポキシ樹脂接着剤	・接着剤固定方式 エポキシ樹脂接着剤

【 凡例 】

【 白線：溶融式 】

：既設車線区画線【新設】

止まれ・進行標示　：既設道路標示【新設】

：既設車止め【新設】

【 白・黄色線：塗料式 】

：既設車線区画線【新設】

自然換気塔を示す

改修範囲外を示す

／ ----- 破線文字、破線部分は改修対象外

鳥取県
令和８年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT	TITLE	SCALE	小林建築設計室	DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	S=1/400	KOBAYASHI ARCHITECTS 一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生				A－05
	DRAWING NAME 平面図　仕上げ表【改修後】	DATE 2026年7月　A3 PLATE SIZE 70.7%					

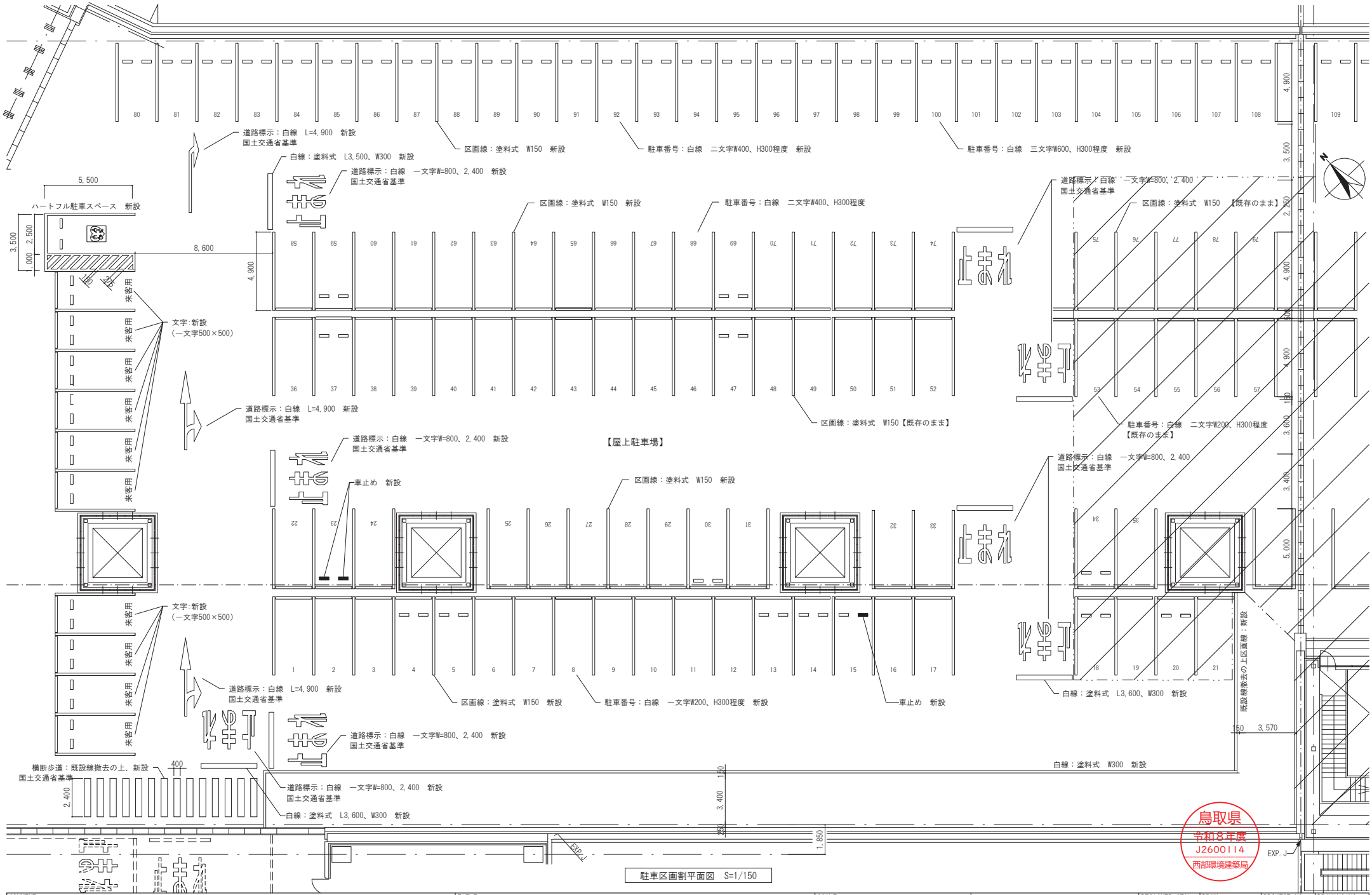

駐車区画割平面図　S=1/150

COMMENT	■ 区画線及び表示に関する基準は「国土交通省：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を基準とする。 ■ ハートフル駐車場路面標示：「鳥取県バリアフリー整備基準」による。	TITLE	境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	SCALE	S=1/150	小林建築設計室 KOBAYASHI ARCHITECTS 一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生	DESIGNER SEAL
		DRAWING NAME	駐車場区画割番号リストー１【改修後】	DATE 2026年7月	A3 PLATE SIZE 70.7%		DRAW

PROJECT NO	DRAWING NO
	A－06

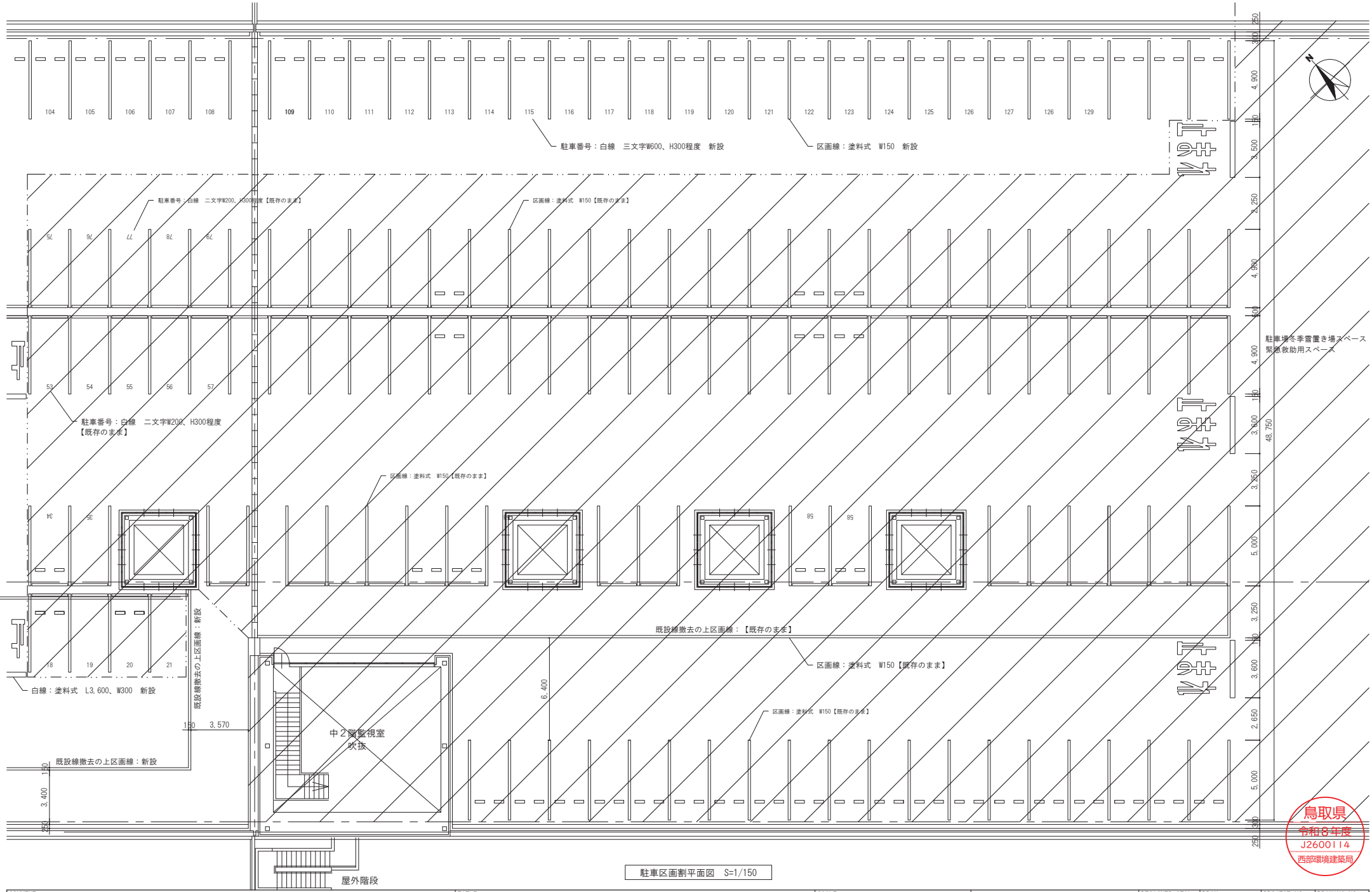

駐車区画割平面図　S=1/150

鳥取県
令和8年度
J2600114
西部環境建築局

COMMENT ■ 区画線及び表示に関する基準は「国土交通省：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を基準とする。 ■ ハートフル駐車場路面標示：「鳥取県バリアフリー整備基準」による。	TITLE 境港水産物地方卸売市場屋上駐車場区画線改修工事	SCALE S=1/150	小林建築設計室 KOBAYASHI ARCHITECTS 一級建築士事務所 鳥取県登録 第03-1328号 一級建築士登録番号 第159196号 小林 一生	DESIGNER SEAL	DRAW	PROJECT NO	DRAWING NO
	DRAWING NAME 駐車場区画割番号リストー２【改修後】	DATE 2026年7月 / A3 PLATE SIZE 70.7%					A－07